

目黒区廃棄物処理計画素案からの主な変更点

ページ	案（変更後）	素案（変更前）
1	2 目指す姿 区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止しながら、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、早期の復旧、復興を図る。 <u>実際の処理にあたっては、SDGsの観点を踏まえ、資源循環・適正処理を推進し、環境への負荷の少ない地域社会の実現に寄与する。</u>  	2 目指す姿 区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止しながら、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、早期の復旧、復興を図る。
2	（３）衛生的な処理 区民の生活環境面での安全・安心の確保に努める。悪臭、害虫の発生や感染症対策等を考慮し、<u>災害発生時期を踏まえて</u>衛生的な処理を図る。	（３）衛生的な処理 区民の生活環境面での安全・安心の確保に努める。悪臭、害虫の発生や感染症対策等を考慮し、衛生的な処理を図る。

23	(3) し尿の処理対策 三行目から なお、被災が広範囲に及ぶときは、仮設トイレのし尿を収集・運搬するバキュームカーを<u>特別区災害廃棄物処理対策本部</u>と調整し確保する。不足する場合は、都に支援を要請する。	(3) し尿の処理対策 三行目から なお、被災が広範囲に及ぶときは、仮設トイレのし尿を収集・運搬するバキュームカーを<u>特別区、清掃一組</u>と調整し確保する。不足する場合は、都に支援を要請する。
26	(5) ボランティア <u>災害廃棄物処理においてボランティアに協力を依頼する必要がある場合は、目黒区災害対策本部の依頼により目黒区社会福祉協議会が立ち上げ管理運営する「災害ボランティアセンター」に一般ボランティア派遣を要請する。</u>	(5) ボランティア ボランティアに協力を依頼する必要がある場合、目黒区社会福祉協議会に<u>要請する。目黒区社会福祉協議会は、目黒区災害ボランティアセンターを設置し、一般ボランティアを受け入れる。</u>
31	資－3 事業者との協定 協定団体 一段目 <u>目黒建設業防災連合会</u>	資－3 事業者との協定 協定団体 一段目 <u>目黒建設業防災連絡協議会</u>